

ポリテクセンター奈良 公共職業訓練 受講生募集

訓練科＝

①機械CAD技術科 ②住宅リフォーム技術科 ③住環境コーディネーター科 ④金属加工技術科(企業実習付)(③④はビジネススキル講習付)

対象＝訓練を受講して再就職を希望する人(④は概ね55歳未満)

定員＝①②各16人、③④各10人程度

訓練期間＝6月3日(金)～11月25日(金)

③④は12月23日(金)まで

訓練場所＝ポリテクセンター奈良(橿原市城殿町433)

費用＝受講料無料(ただし、教科書代等は自己負担)

問合せ＝4月1日(金)～28日(木)までに、ポリテクセンター奈良(☎0744-22-5226)へ (地域振興課)

奈良弁護士会無料法律相談(予約制)

①「遺言の日」記念無料法律相談

日時＝4月14日(木)10時～12時・13時～15時

場所＝奈良弁護士会(奈良市中筋町)

②「憲法週間」記念無料法律相談

日時＝5月11日(水)9時30分～12時・13時～15時30分

場所＝A会場：奈良弁護士会

B会場：経済会館(大和高田市大中)

定員＝①16人、②A会場20人・B会場10人(①、②いずれも先着順)

相談時間＝①、②いずれも1人30分間

予約受付・問合せ＝①は4月12日(火)まで、②は4月27日(水)の平日9時30分～17時に奈良弁護士会(☎0742-22-2035)へ

※①、②とも新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、中止または変更する可能性があります。
(人権施策推進課)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



18歳から「大人」に!
～契約には責任を～

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。未成年者の契約は原則、親権者などの法定代理人の同意が必要ですが、成年に達すると自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる未成年者取消権は行使できなくなります。

18歳になったらできること(一例)と注意点

・自分のクレジットカードが持てる

⇒手元に現金がなくても買い物ができるため、つつい買いすぎて多重債務になることも。カードの利用は計画的にしましょう。利用明細は毎月確認し、紛失や不正利用されていた場合はすぐにカード会社に連絡しましょう。またカードは他人に貸してはいけません。

・スマートフォンの契約ができる

⇒「SNSで知り合った人から『簡単にもうかるビジネス』を誘われた。高額登録料を支払ったが、もうかることはなく相手とも連絡がとれない」と言った相談が寄せられています。「簡単にもうかる」ことはありません。「うまい話」には注意しましょう。

・アパートなどの賃貸借契約ができる

⇒借主には賃貸住宅を適切に管理、使用しなければならない注意義務があります。飲み物をこぼしたままにしたり、結露を放置したことでシミやカビなどの汚損を生じさせた場合、原状回復費用を請求されることがあります。日頃から掃除しておきましょう。

18歳から「できること」は増えてますが、契約には大きな責任が伴うことを忘れてはいけません。困った時はひとりで悩まず周りの信頼できる人や消費者ホットライン(☎188)で相談してみましょう。